

医療分保険料の改定のお知らせ



医療費の増加に伴う診療報酬金の増加、高齢者医療制度への支援金の増加さらに国庫補助金の見直しによる収入の減少により、単年度収支が毎年大幅なマイナスとなり平成29年度・令和4年度に保険料改定を行いました。単年度赤字の解消には至らず厳しい財政状況が続いていることから、第107回通常組合会において、保険料を改定することが承認されました。改定内容は以下の通りです。

1 改定内容

●組合員・医療分保険料（月額）

年齢による区分	現 行		改定後
25歳未満	10,000円	➔	12,500円
25歳から29歳まで	14,000円	➔	17,500円
30歳から39歳まで	16,000円	➔	20,500円
40歳から64歳まで	17,500円	➔	23,000円
65歳から69歳まで		➔	24,500円
70歳から74歳まで	15,500円	➔	23,500円
75歳以上	3,000円	➔	7,000円

●家族・医療分保険料（月額）

年齢による区分	現 行		改定後
15歳未満	(一律) 4,500円		5,000円
15歳から64歳まで		➔	8,000円
65歳以上			9,000円

●後期高齢者支援金等分保険料（月額）

区 分	現 行		改定後
組合員	3,000円	➔	5,500円
家 族	2,000円	➔	4,000円

●介護分保険料（月額）

40歳から65歳未満	現 行		改定後
組合員	3,500円	➔	4,500円
家 族	2,000円	➔	2,500円

2 改定時期

令和5年10月分から

保険料の改定は、組合員及びご家族が安心してくらし続けるよう組合の収支バランスの是正を図り安定的な組合運営を行うためのものです。

組合員各位におかれましては、引き続き組合の事業運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

組合員 資格調査 を実施します



今年度は、2年毎の被保険証更新と合わせて「組合員資格調査」を実施します。この調査については、厚生労働省より定期的に組合員資格の適正を確認するよう通知が出ています。

2年前にも実施しましたが「組合員資格調査」では、組合員資格調査票と建設業に従事していることが分かる証明書類の提出をお願いしています。詳しくは来年1月頃に所属支部より通知させていただきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



組合員資格の適用の適正化について



❁ 職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内*（地域）にある人
- ④ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

❁ 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ④ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

❁ 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

❁ 届出書や申請書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。❁

マイナンバーの利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバーの記載をしていただいているところです。特に「資格取得届」については、令和5年6月1日から健康保険法施行規則等が改正され、個人番号等の記載が法令上義務化されましたので、必ず記載をお願いします。また、届出書等を提出する際には、各届出に必要な添付書類に加え「マイナンバー確認書類」（個人番号カードの写し等）と「組合員の本人確認書類」（運転免許証の写し等）の添付も必要です。